

商品概要説明書

フードバンクにいがた応援定期貯金（大口）

(令和2年7月15日現在)

商品名	・フードバンクにいがた応援定期貯金（大口）
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続） <p>※自動継続後は、「大口定期貯金」としてお預かりいたします。</p>
預入方法	
(1) 預入方法	・一括預入（新規預入に限ります。）
(2) 預入金額	・1,000万円以上
(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続後は、原則として自動継続時の「大口定期貯金」1年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4) 税金	・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	ー
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率 - 約定利率 × 30% C 約定利率 - <u>（基準利率 - 約定利率） × （約定日数 - 預入日数）</u> <u>預入日数</u> なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率 - 約定利率 × 30% B 約定利率 - <u>（基準利率 - 約定利率） × （約定日数 - 預入日数）</u> <u>預入日数</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
寄付	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月30日現在の本定期貯金残高の0.01%に相当する金額分の農作物・食料品を、JA新潟市が寄付します。 ※お客様のご負担はございません。 ・寄付は令和2年12月を予定しております。（寄付は1回のみとなります。） ・寄付先 団体名：特定非営利活動法人 フードバンクにいがた 所在地：新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館4階 <p>【主な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「子ども食堂」への食材の提供 ○児童関連団体、障害者支援団体、高齢者福祉施設等への食材の提供 ○地域での社会貢献活動として、利用できる食品を寄付する個人・企業・団体を募集 ○家庭にある食料品を持ち寄り、食料の確保が困難な方々を支援するためのフー

	ドライブ活動
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:025-270-2260)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-5533) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 • 現地調停: 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 • 移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 取扱期間は令和2年7月15日(水)から11月30日(月)までとさせていただきます。 なお、当JAの募集金額30億円に達した場合は、取扱期間内であっても募集を終了させていただく場合があります。 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A新潟市